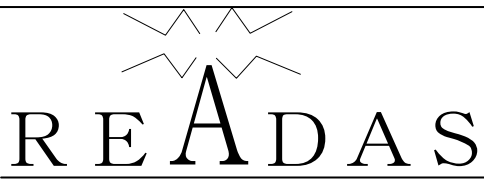


第 5887 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月 1日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 青色申告特別控除の改正

Q：平成30年の税制改正では、青色申告特別控除が見直されるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

所得税では、青色申告者に対して所得金額から最高65万円又は10万円を控除する青色申告特別控除という特典を設けています。

今年度の税制改正では、このうち65万円の青色申告特別控除の控除額を55万円に引き下げるとい改正が盛り込まれています。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、控除額を65万円としています。

- ①その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること
- ②その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書をその提出期限までにe-Taxを使用して行うこと

なお、この青色申告特別控除の適用を受ける要件は次のとおりです。

- ①不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること
- ②これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則により記帳していること
- ③②の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること

